

令和5年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年7月19日（水）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時02分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時40分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名	摘要	
	1	岡 安 広		欠席	1	長 澤 い と	出席	
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之	出席	
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則	出席	
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子	出席	
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔	出席	
	6	黒 須 宣 夫		出席	6	小 林 一 夫	出席	
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好	欠席	
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清	出席	
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江	欠席	
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者	20名	
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者	3名	
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		清水 一貴		
						石塚 麻衣		
事務局		事務局長	佐々木 雅美		主幹	水野 慶之助		
		主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		主事	菊地 広基					
説明員		事務局長	佐々木 雅美		主査	塩村 孝太郎		
		主任	安藤 寛子		主任	清水 一貴		
		主事	菊地 広基					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地改良届出に対する専決処分について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	おはようございます。 皆様と行う総会も今回が最後となります。この3年間はマスク着用等で皆様の顔を拝見することや、懇親会等で交流を深めることができませんでしたので、残念に思います。御勇退される方については、3年間に渡り、農業委員として携わっていただき御苦労様でございました。人間が生きていくうえで、食料というのは一番大事なのですが、輸入に大きく頼っている状況でございます。突然輸入が止まった場合、米や野菜等、食料を誰が作るのか心配が尽きません。我々は、農作物を作る人がこれからも安全に農業を続けられるように今後も慎重な会議をしていきたいとします。
局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員7名でございます。こののちは農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時02分】
議長	現在出席委員13名、推進委員7名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、江原委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について</u>	
議長	日程第1 議案第21号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について を議題といたします。本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を御説明させていただきます。市は、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項で「農業委員会の意見を聴くものとする。」と定められております。意見を聴取する事項として

は、6つございまして、

① 農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか

② 周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、

③ 必要な農作業に常時従事する見込みであるか

④ (常時従事する見込みがない場合)

他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、

⑤ (常時従事する見込みがなく、かつ法人の場合)

業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか

⑥ 受け手希望者への農用地貸付の適否

となります。

それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただき、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲っている部分でございます。借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。

今回の借受者は、農業法人3社、個人1名でございます。

はじめに、法人である「〇〇〇〇株式会社」です。今回、借り受ける農地は、「農用地利用集積等促進計画(案)」のうち1番から13番までとなります。借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約722.6haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っており、今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。また、昨年度から梨栽培にも参入されております。今回借受ける農地につきましては、すべてねぎ栽培用の畑として活用する予定となっております。

続きまして、法人である「△△△△株式会社」です。今回、借り受ける農地は、「農用地利用集積等促進計画(案)」のうち14番から18番までとなります。借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜市菖蒲町内で事務所を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約19.4haで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。

今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区及び日勝地区を中心に借受けを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。また、近年は、日勝地区において小麦の栽培にも取組んでおり、小麦の作付面積は、約3.4ha程度でございます。なお、今回借受ける農地は、すべて水稻の作付を予定しております。

続きまして、個人である□□□□氏です。今回、借り受ける農地は、「農用地利用集積等促進計画(案)」のうち19番から46番までとなります。借受人の農業経営状況につきましては、白岡市上野田地内の農業者で、令和5年3月に青年就農計画の認定を受けた認定新規就農者です。主に、梨や水稻を中心に作付けされており現

	在、市内で借受けている農地面積は、約0.46haで、通常の利用権設定により土地の借受を行っております。□□□□氏は、梨畑の拡大を計画されており、それに伴う梨棚の整備について国の経営発展支援事業による補助金の活用を検討されています。経営発展支援事業の対象者の要件には、認定新規就農者であること、5年以内に農業経営を継承すること、農地中間管理機構から農地を借り受けていること、などの要件が定められています。そのため、このたび農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を通じて、農地を借り受けるものです。 最後に、法人である「〇△〇△株式会社」です。今回、借り受ける農地は、農用地利用集積等促進計画（案）のうち47番となります。借受人の農業経営状況につきましては、久喜市菖蒲町で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約19.5haで、農地中間管理機構を通じて借受けを行っております。市内の日勝、篠津及び大山地区で拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に水稻を栽培しており、品種については、彩のかがやき、彩のきずなを作付けしております。以上が借受人の説明です。 市といたしましては、農業経営状況等から判断して、今回の借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。 最後に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定していただいた後、市から農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画及び促進計画に係る意見書」を提出します。農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められた後、埼玉県に対し承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和5年9月30日を予定しています。 以上、簡単ですが説明とさせていただきます。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	先ほどの説明の中で、全部を効率的に農地として利用しなければならない。という要件があるようですが、現状はすべて農地として利用しているか事務局として確認はしているのでしょうか。
農政課	すでに現地確認はすべて行っております。
委員	現在も農地として利用がされているということよろしいでしょうか。
農政課	はい。
委員	私が見たところ雑草等が見受けられる箇所がございましたが、事務局が確認しているということでしたら結構です。

委員	19～46番までは梨を栽培するとのことですが、梨というのは点在していると栽培にリスク等があるように感じますがいかがでしょうか。また、47番の栽培面積が128㎡と小さい面積で栽培する箇所があるのですが、これはどういうことでしょうか。
農政課	19～46番については、家族間での賃貸借を行い、協力しながら栽培するとのことと問題ないかと思います。 47番については、他の箇所と一体利用しながら栽培する予定の箇所ですので、多少面積が小さくても一体利用して面積を拡大しますので問題はないかと思われます。
議長	他に御質疑等がございますが。 [質疑なしという声あり]
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用集積等促進計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第21号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第22号 農地法第5の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長	日程第2 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は5件でございます。総会資料の3ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、借地である既存駐車場の地権者から土地の返還を求められ、新たに駐車場用地を確保する必要が生じたため、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用

	住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、夫と妻、子供1人の3人で市外の賃貸住宅に居住しておりますが、将来第2子を希望しており、現在の賃貸住宅では手狭であるため、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります（根拠法令：農地法施行規則第33条第4号）。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号3につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来、両親の介護及び子育てを考慮し、実家から徒歩圏内にある自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号4につきましては、譲受人が譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、実家で家族と同居しておりますが、2世帯での同居としては小規模なもので、将来、子どもが生まれた場合、手狭であり、実家の近くで独立するための自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分につきましては、第1種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号5につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子どもが成長し、手狭になっており、将来、市内に住む両親の介護および子育てに適した場所にある自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第22号番号1、下野田字宿*** 地目 畑 ***㎡、の5条申請について7月14日に現地を確認いたしました。現地案内図は1ページをご

	覧ください。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。申請地は、県道さいたま幸手線の西側にあり、周辺は既に宅地等として利用されており、近くに幼稚園及び中学校がございます。今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	続きまして、番号2、3、5の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第22号番号2、高岩字下宿*** 地目 畑 ***㎡、番号3、高岩字本村****、地目 畑、面積 ***㎡、番号5、高岩字下*** 地目 畑 ***㎡の5条申請について現地を確認いたしました。 番号2につきましては、駅から約1,000m、また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は農地として利用されており、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は2ページをご覧ください。 続きまして番号3につきましては、小学校付近にあり、付近は市街化区域であり、高校も付近にございます。今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は3ページをご覧ください。 続きまして番号5につきましては、付近に老人ホーム、病院等があり、周辺は既に宅地等として利用されており、近くに幼稚園及び小学校があり、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は5ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	続きまして、番号4の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第22号番号4、上野田字宿*** 地目 畑 ***㎡、の5条申請について7月12日に現地を確認いたしました。 また、申請地は住宅が点在しており今後も発展する可能性が高い場所です。申請地は病院から約200m、保育園から約100mの場所でございます。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、

	違反等はされておりません。なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は４ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第２２号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第２１号から２２号に係る議事を終了します。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第４条第１項第８号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回の報告は１件でございます。総会資料の５ページ目を御覧願います。番号１につきましては、住宅敷のための転用です。 説明は以上でございます 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。

<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	続きますして、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 1 件でございます。総会資料の 6 ページ目を御覧願います。番号 1 につきましては、住宅敷のための転用です。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 農地改良届出に対する専決処分について</u>	
議長	続きますして、協議報告事項 3 農地改良届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地改良届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 1 件でございます。総会資料の 7 ページ目を御覧願います。番号 1 につきましては、農地改良のための届出です。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 その他について</u>	
議長	続きますして、協議報告事項 4 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 その他 についてでございますが、農業委員会活動記録の提出について御協力ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきまして、継続される委員の方につきましては、来月の資料配付時に返却させていただきます。なお、今回で御勇退される委員の方につきましては、

議長	総会后 6 月、7 月分の活動記録簿を総会前にコピーして返却いたしましたのでよろしくお願いいたします。 続きまして、農地パトロールについてです。新体制での地区割が決まる 8 月 24 日の総会の際にお知らせする予定です。 続きまして、来月総会についてです。8 月 24 日（木）午前 9 時に開催いたします。議事録署名委員の関山委員、江原委員の両委員は来月署名をお願いします。 続きまして、親和会の積み立てについてです。改選の関係で親和会の皆様へ還付がございます。新農業委員の方につきましては、次回総会の際に集金がありますので、よろしくお願いします。 説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前 9 時 40 分]